

令和7年(2025年)5月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東海市長 花田 勝重

市町村名 (市町村コード)	東海市 (232220)	
地域名 (地域内農業集落名)	南地区(※農用地区域のみが地域計画の対象エリア) ※東海市都市計画マスタープランにおける新市街地候補ゾーンはエリアから除く (南加木屋・仲新田・中部・向山・本郷・木田・大田・高横須賀・養父・横須賀・元浜)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年(2025年)5月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では高齢化が進み、担い手不足が深刻化している。また、それに伴う遊休農地の解消が課題であり、鳥獣による農作物の被害も多発している。

遊休農地の解消のため、国や県、関係機関と連携して、農用地等の管理の適正化を啓発し、担い手等に農地の利用集積を図るため、農地中間管理事業の利用を推進する。さらに、適正な土地利用を推進するため、排水機場等の農業用施設の適切な維持管理を実施する。

【基礎データ】(農林業センサス2020より)※令和2年度(市内全域)
総農家数:798戸(うち、農業経営体数:489経営体)
農業経営体数の年齢状況:70歳以上 49.9%(うち、75歳以上 34.6%)
主な作物:洋ラン・ふき・タマネギ・ミカン

(2) 地域における農業の将来の在り方

本市の農業振興における課題解決に向けて、スマート農業など働きやすさや魅力がアップする手法を推進し、地域特産品のブランド化も進めることで、農業自体の魅力向上を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	124 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	124 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地(東海市都市計画マスタープランにおける新市街地候補ゾーンはエリアから除く)を、重点的な農業上の利用が行われる区域とする。また、農用地以外の農地は、保全管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に地域事情を考慮しながら団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を把握し、状況に応じて段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在実施中の木田北部土地改良事業(令和8年度事業完了予定)をもって、基盤整備事業の予定はないが、既存の農業用施設の適切な維持管理を継続していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県や市・農協と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産可能な農地をあっせんし、相談から就農まで切れ目がない支援を実施。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
本市の農業の特色として、施設園芸農家が多いことや、少ない面積で高収益を上げることができる高収益作物農家が多い。そのため、他県で実施されている大規模農業と同等の作業分業を必要としないことから、現在は農作業委託等を活用する予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等	✓	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	✓	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の防止を図るため、カラスやヌートリアなどの駆除を行う。
- ②農薬使用の少ない安心安全な農産物を生産し、食品の安全性を高めるため、非散布型農薬等を使用した栽培を推進する。
- ③担い手不足の解消や生産性の向上を図るため、「スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入に関する計画」の認定を推進する。
- ⑤かんきつの新品種の産地化、ブランド化に向けた栽培技術の研究等を推進する。
- ⑩多面的機能支払交付金の該当地区において、安定的な農業経営が行える環境作りを進める。
 養父環境保全協議会地域資源保全管理構想(別紙1)
 木田環境保全協議会地域資源保全管理構想(別紙2)
- 遊休農地の解消や農地の集積を図るため、将来の担い手となる新規就農者に対する支援を行う。また、本市の特色である施設園芸の安定的な経営を図るための支援、エネルギー価格や農業用資材の高騰に対する支援の充実を図る。

4 協議の場にてまとめたその他事項

目標地図の変更
 別紙3のとおり変更する

養父環境保全協議会地域資源保全管理構想

(令和 3 年 3 月作成)

1 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田：4.1 ha

畑：2.5 ha

(2) 水路、農道、ため池

水路：2.3.2 km

農道：1.4.7 km

ため池：1箇所

(3) その他設備

2 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

- ・遊休農地について行う活動
- ・畦畔、法面、防風林の草刈

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

- ・水路の草刈
- ・水路の泥上げ
- ・農道の草刈
- ・ため池の草刈

(3) その他施設について行う活動

3 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

○構成員

- ・担い手農家 9 人、地域住民 3 人

○意思決定方法

- ・総会の議決により決定

(2) 構成員の役割分担

① 農用地について行う活動

遊休農地発生防止のための保全活動：構成員のうち、担い手農家

畦畔・農用地法面等の草刈り：構成員のうち、担い手農家

② 水路、農道、ため池について行う活動

構成員のうち、担い手農家

③ その他施設について行う活動

構成員のうち、担い手農家

4 地域農家の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成、確保

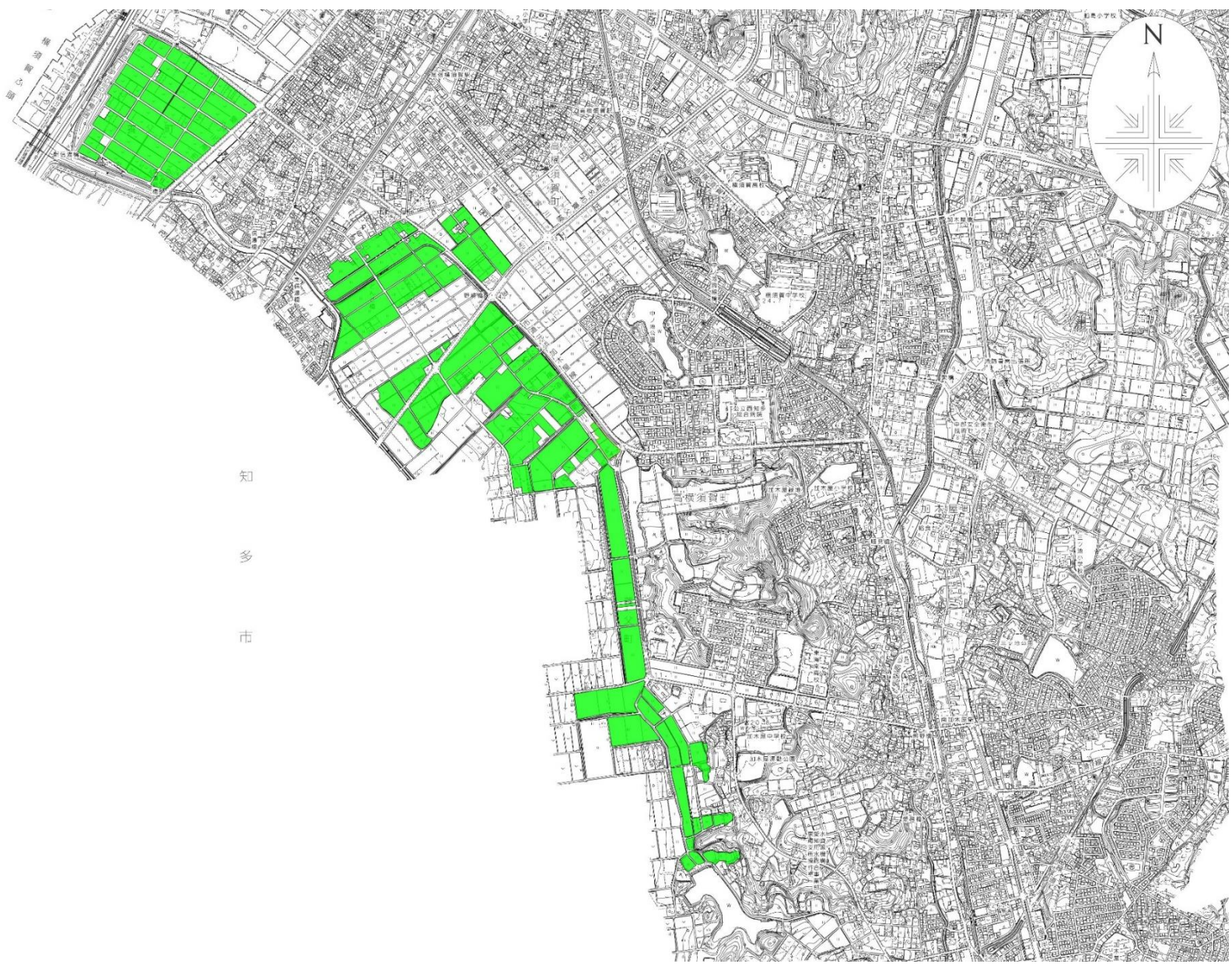
今後の地域の中心となる担い手は存在するが、十分でないため、新たな担い手を創出する。

(2) 農地の利用集積

担い手に集約・集積化する。

5 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- ・高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業
- ・担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
- ・農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催



知
多
市

木田環境保全協議会地域資源保全管理構想

(令和3年4月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田 3 ha

畑 12ha

(農用地の範囲・位置は別紙のとおり)

(2) 水路、農道、ため池

水路 9.2km (開水路1.5m、パイプライン7.7km)

農道 4.4km

ため池 1箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

(3) その他施設等

該当なし

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

- ・遊休農地等の発生状況の把握 毎年1回(5月)
- ・遊休農地発生防止のための保全活動 毎年1回(5月)
- ・畦畔・農用地法面の草刈 毎年2回(5、9月)
- ・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
- ・応急措置 見回りの結果に応じて実施時期を決定

(活動の範囲は別紙のとおり)

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

① 水路

- ・水路の草刈 毎年2回(6、2月)
- ・水路の泥上げ 点検結果に応じて実施時期を決定
- ・施設の適正管理 点検結果に応じて実施時期を決定
- ・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
- ・応急措置 見回りの結果に応じて実施時期を決定

(活動の範囲は別紙のとおり)

② 農道

- ・路肩、法面の草刈 毎年2回(5・9月)
 - ・側溝の泥上げ 点検結果に応じて実施時期を決定
 - ・施設の適正管理(農道の路面維持) 点検結果に応じて実施時期を決定
 - ・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
 - ・応急措置 見回りの結果に応じて実施時期を決定
- (活動の範囲は別紙のとおり)

③ ため池

- ・ため池の草刈 毎年2回(5・9月)
- ・ため池の泥上げ 点検結果に応じて実施時期を決定
- ・施設の適正管理(配水操作) 毎年1回(5月)
- ・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
- ・応急措置 見回りの結果に応じて実施時期を決定

(3) その他施設について行う活動

該当なし

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は別紙のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会により行う。

(2) 構成員の役割分担

活動項目	構成員区分				
	農 業 者 担 い 手	農 業 者 担 い 手 以 外	土 地 持 ち 非 農 家	地 域 住 民	そ の 他

① 農用地について行う活動					
遊休農地等の発生状況の把握	■	■	□	□	□
遊休農地発生防止のための保全活動	■	■	■	□	□
畦畔・農用地法面の草刈	■	■	□	□	□
異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
応急措置	■	■	□	□	□
② 水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
水路の草刈	■	■	■	□	□
水路の泥上げ	■	■	□	□	□
施設の適正管理(かんがい期前の注水)	■	■	□	□	□
異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
応急措置	■	■	□	□	□
2) 農道					
路肩、法面の草刈	■	■	■	□	□
側溝の泥上げ	■	■	□	□	□
施設の適正管理(農道の路面維持)	■	■	□	□	□
異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
応急措置	■	■	□	□	□
3) ため池					
ため池の草刈	■	■	■	□	□
ため池の泥上げ	■	■	□	□	□
ため池の適正管理	■	■	□	□	□
異常気象時の見回り	■	■	□	□	□
応急措置	■	■	□	□	□

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

【現状】

令和2年度における認定農業者数は、家族経営1経営体。

担い手はいるが、十分ではない。

【目標】

農家子弟だけでなく、新たに農業経営をする青年等を確保するため、愛知県やあいち地農業協同組合と連携し、青年等就農計画作成指導及び認定手続きを実施して、経営の早期安定のために、青年等就農資金等の活用を図ることを目標とする。

新規就農者を1年ごとに3経営体増やしていく事を目標とする。

(2)農地の利用集積

【現状】

担い手の農地集積率が1割と低位に留まっている

【目標】

農地中間管理機構と市、J Aが連携して話し合いを進め、地域内の分散錯綜した農地について面的集積を図りつつ担い手に集積することとし、令和7年における担い手集積率60%を目指す。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

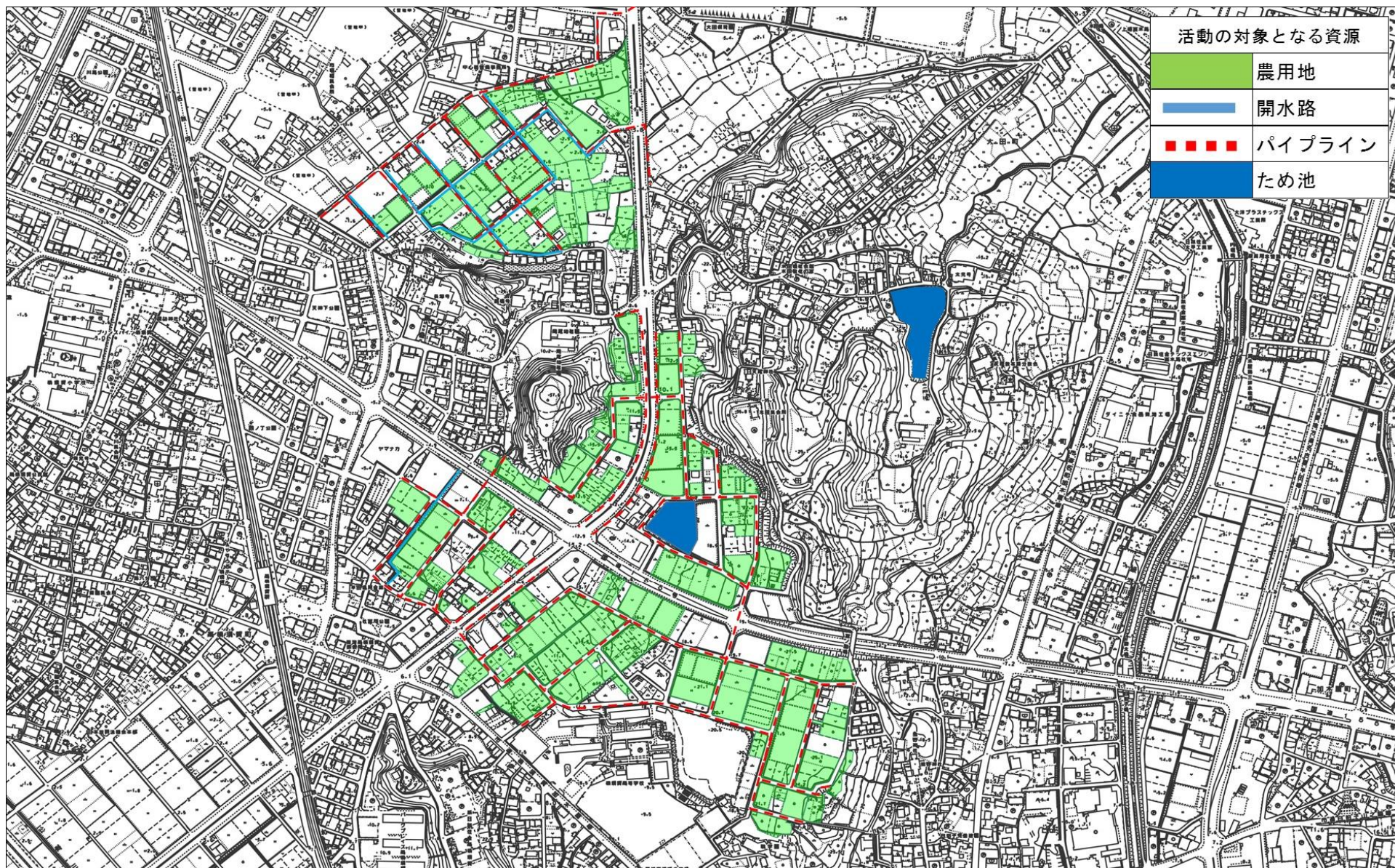
【今後の課題、目指すべき姿】

- ・構成員の高齢化、非農業者の増加により、草刈りなどの地域資源の保全刈活動への参加者が減少しており、少ない人数でも効率的に活動が行えるような取り組みを強化することが必要である。
- ・離農や後継者も減少し耕作放棄地の発生又は、地区近隣の道路の整備により、農地の転用も増加し、農業・農地を維持管理する体制を構築するため、地区内のコミュニケーションを深める必要がある。
- ・農地整備を要求し、農業がしやすい環境にして、現状維持若しくは、将来的に農業従事者も増やし、農地の保全を守ることが必要である。

【取り組むべき活動・方策】

- ・3の(2)の役を利分担に基づき地域資源の保全管理を図る。
- ・東海市又はJ Aの協力を得て農業者以外の方でも、農業のアドバイスを受ける機会をもち、容易く作物を作る方法で遊休農地にならないように、農地の有効活用をする。

- ・地区内の農地、ため池等施設への不法投棄が増えているので、看板や市の広報に、活動組織が地域を守る取り組みをしていることの紹介をして、地域ぐるみで美化に取り組む。



活動の対象となる資源	
	農用地
	開水路
	パイプライン
	ため池

目標地図変更箇所一覧

位置付 No.	変更地番	変更内容	
		理由	目標地図
S3	養父町四ツ池 7	借用者の確定による	0 → 3

【目標地図について】

- 0 計画なし (白)
- 1 自作希望農地 (青)
- 2 貸出希望農地 (緑)
- 3 借用農地 (赤)
- 4 借用予定農地 (橙)

